

[原 著]

## タイ王国の労働衛生に関する制度および専門職育成の現状－日本企業が海外拠点において適切な労働衛生管理を実施するために

深井 七恵<sup>1,2</sup>, 平岡 晃<sup>1,2</sup>, 梶木 繁之<sup>2</sup>, 小林 祐一<sup>2,3</sup>, タナチョークスワン チャッチャイ<sup>4</sup>,  
アーポーン サラ<sup>4</sup>, 上原 正道<sup>5</sup>, 中西 成元<sup>1,6</sup>, 森 晃爾<sup>2\*</sup>

<sup>1</sup>株式会社 小松製作所

<sup>2</sup>産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学

<sup>3</sup>HOYA株式会社

<sup>4</sup>マヒドン大学公衆衛生学部 労働安全衛生学科

<sup>5</sup>ブラザー工業株式会社

<sup>6</sup>国家公務員共済組合連合会 シミュレーション・ラボセンター

**要 旨**：日本企業が、タイにおいて、グローバル労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)を前提とした労働衛生活動を行うために必要な情報を調査した。先行研究で開発した情報収集チェックシートを基盤として、文献などを収集するとともに、現地事業場4社、ISO認証機関1ヶ所、大学などの教育機関2ヶ所を訪問して、タイにおいて労働衛生活動を行うために必要な情報を聴取した。タイにおける労働衛生に関する法令は、2011年に公布された労働安全衛生環境法が基本となり、労働安全衛生環境法の下に13の労働省令が存在する。また、タイ独自のOSHMSの規格(TIS18000: Thai Industrial Standard)が公表されており、近年、大企業を中心にOSHMSの規格に準拠したシステムを導入する企業が増えている。労働衛生を担う専門職人材として産業衛生専門医、安全衛生専門家(Professional Safety Officer)、産業看護師が養成されているが、事業場の労働衛生で中心となるのは安全衛生専門家である。タイにおいては、労働安全衛生環境法をはじめとした法令を確実に遵守するとともに、事業場の実情にあった自主的活動をOSHMSを基盤に展開することが求められる。しかし、現状として自主管理としてOSHMSの認証を取得している事業場は決して多くない。また、労働衛生上の成果を上げるために、高い品質の外部サービス機関の選定や専門職人材の活用が不可欠である。日系企業の本社の立場からは、単にグローバル基準を出してその監査を行うだけでなく、安全衛生専門家の積極的活用を勧奨するなどの対応が必要である。

**キーワード**：タイ、労働安全衛生マネジメントシステム、法令、専門人材、グローバル。

(2017年11月13日 受付, 2018年1月31日 受理)

### はじめに

タイ王国(タイ)における1980年代以降の急速な経済成長は、経済構造の変化に伴う労働の変化をもたらした。1975年は労働者のうち農業に従事する人の割合は70%以上であったが、2016年には約30%となって急減に減少している。一方で、1975年から2016年までの

41年間に、2次産業部門に従事する労働者の割合は9%から23%に上昇し、3次産業の労働者の割合も18%から46%に増加した[1, 2]。

経済成長に伴う就労状況の急速な変化に加えて、グローバル化や技術開発などの諸要因は、産業現場における労働者の健康と安全確保に関して、法令の整備に比べて安全衛生の専門的な知識を有する人材が不

\*対応著者：森 晃爾, 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学, 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号, Tel: 093-691-7523, Fax: 093-603-2155, E-mail: kmori@med.uoch-u.ac.jp

足していたり、外部サービス資源の質についても十分には標準化されていないなどの課題を生じさせた。それらの課題に対処するために、タイにおいては、近年、労働安全衛生分野の法体系や専門家養成の仕組みなどが整備されてきた。しかし、整備は途上の段階であり、一般的な労働者の安全衛生に対する関心や健康意識は十分に高いとは言えないため、労働災害の千人率は25.56(2006年)から10.25(2015年)と減少しつつあるが[3]、2.0程度で推移している日本などの先進国と比較すれば高い状況にあるなど、多くの課題が存在する[4]。

タイには、数多くの日系企業が進出しており、国別日本企業の進出先としてアジアでは、中国(約45%)、インド(約6.4%)、インドネシア(約2.5%)に次ぐ4番目で、約1,800拠点、全日系企業の約2.5%である[5]。前述の多くの労働安全衛生上の課題を有するタイは、法令を遵守するだけでは労働者の健康確保に繋がらない可能性が高いため、日系企業の海外拠点に一定水準の安全衛生レベルを確保するには、本社からの支援を検討すべきであり、このことは、タイ以外の多くの新興国や発展途上国においても同様である[6]。

我々は、日系企業のグローバルな事業展開に、海外拠点を含む企業全体の労働安全衛生管理を確実にを行う労働安全衛生マネジメントシステム(Occupational Safety and Health Management System: OSHMS)構築のモデルづくりを行っている中で、システム構築の前提となる各国の情報を効率的に収集するために、「海外事業場の労働安全衛生体制構築のための情報収集チェックシート(情報収集チェックシート)」を開発した[7]。今回、我々が開発した情報収集チェックシートを用いて、タイの労働衛生関連の法体系、労働衛生活動を担う専門職人材について調査を行ったので報告する。

## 対象と方法

### 1. 調査対象項目と対象機関の選定

情報収集チェックシートは、I. 現地事業場の基本情報、II. 安全衛生概要、III. 安全衛生体制、IV. 安全衛生スタッフ、V. 計画・実施・評価・改善、VI. 安全衛生活動、VII. 法令および行政機関、VIII. 現地医療制度と公衆衛生、IX. 駐在員への医療サポートの9つの大項目から構成されている[7]。タイにおいて、情報収集チェックリストのすべての情報の収集を行ったが、このうち本調査の目的である労働衛生に関する法体系・行政機関(VII. 法令および行政機関)、専門職人材の養成に関する情報(IV. 安全衛生スタッフ)、医療・労災補償制度とそれぞれ関連する大項目である安全衛生関連の法体系、医療制度(VIII. 現地医療

制度と公衆衛生)、および労災補償制度(VII. 法令および行政機関)を報告する。事業場の情報(I, II, III, V, VI)は個性があり、駐在員への医療サポート(IX)は現地での労働衛生体制の構築とは関係がないため、今回の報告の対象外とした。

情報収集チェックシートは、調査対象に、文献およびウェブサイトから得られる情報に加え、日本国内にある企業の本社、現地事業場、ISO認証機関、大学などの教育機関、日本人向け医療機関、現地労働者向け医療機関を想定しているが、今回は目的に合った労働衛生に関する制度、専門職人材の養成に関する情報、医療・労災補償制度の情報の入手が期待できる情報源として、文献およびウェブサイトに加えて、現地事業場、ISO認証機関、大学などの教育機関などを対象とすることとし、調査チームのネットワークを通じて調査の依頼を行った結果、協力が得られた以下の機関を訪問することとした。

#### 1) 現地事業場

##### A. 日系企業の海外拠点①

ブルドーザ、油圧ショベル、ダンプトラックなどの建設機械・鉱山用機械の製造・開発を行う企業で、日本の東京に本社を置く。海外に50の生産拠点をもち、グループ全体の総従業員数は約5万人である。日本国内・海外に共通の安全衛生方針はあるが、共通の安全衛生の規定はなく、類似製品を製造する日本国内の生産拠点の支援を受けながら、各国の現地担当者が安全衛生の活動を行っている。タイには製造拠点が1ヶ所あり、従業員数は約600人で、建設機械、鋳造品の製造、販売を行っている。2011年の初回訪問時にはOSHMSは導入されていなかったが、その後2015年にOSHMSの規格の一つであるOccupational Health and Safety Assessment Series(OHSAS)18001の認証を取得した。

##### B. 日系企業の海外拠点②

高度な光学技術を軸に、「情報・通信」と「ライフケア」の2つの事業領域にヘルスケア、メディカル、エレクトロニクス、映像の4セグメントでグローバルに事業を展開する総合光学メーカーで、日本の東京に本社を置く。タイには4つの工場を有し、従業員数はそれぞれ約1,300人、3,900人、1,100人、1,900人である。日本・海外共通の「基本的な環境方針」、「基本的な安全衛生方針」を制定し、すべての事業場で労働衛生活動を積極的に行っている。2013年には、ISO14001およびOHSAS18001のグローバルなマルチサイト認証を取得し、世界中の拠点に対して同一に環境保護、労働安全衛生活動を行っている。個々の活動は、企業内の環境保

護、安全衛生のグローバル基準に基づき現地の環境部門や安全衛生部門の責任者が行っているが、日本にある企業の本社からの助言や活動の質に関する監査を行うことにより活動の質を担保している。

#### C. 日系企業の海外拠点③

ハードディスクドライブ用精密電子部品の加工、電気材料、一般電子部品、半導体などの販売商社で、本社は東京にある。海外6ヶ国9ヶ所の製造拠点と海外14ヶ国23ヶ所の販売拠点を有する。タイには生産拠点があり、従業員数は約900人である。日本・海外共通の労働安全衛生方針があるが、安全衛生面に関する日本にある企業の本社からの指導や監査などはない。現地拠点の安全衛生部門の責任者が年に1回以上、タイ国内の最新の法令を確認し、遵守状況を確認している。

#### D. タイ資本の企業①

タイにおける天然ガス事業、石油事業を行うエネルギー関連の企業である。同国最大級の企業であり、多くの子会社を有する。1978年にタイ政府によって設立されたが、2001年に上場し一部民営化された。

#### 2) ISO 認証機関

##### E. ISO 認証機関①

スイス・ジュネーヴに本拠を置き、各産業分野における検査、検証、試験および認証を行う企業であり、認証機関としては世界最大の規模を持つ。世界各地域に1,800以上の事務所と研究所を持ち、各産業分野における検査や試験、公的機関により定められた規格の認証などを行っており、タイにおいてはOHSAS18001の認証事業も実施している。

#### 3) 大学などの教育機関

##### F. 産業保健分野の専門職養成カリキュラムを設置する

###### 大学①：Mahidol University

タイで最初の労働衛生の学部課程プログラム(科学士課程)を開始し、現在のDepartment of Occupational Health and Safetyには学士、修士、博士の3つのコースがある。

##### G. 産業保健分野の専門職養成カリキュラムを設置する

###### 大学②：Chulalongkon University

1917年にワチラーウット王(ラマ6世)によって創立されたタイで一番歴史がある大学である。1991年に公衆衛生大学が設立され、その後2007年に健康研究所と合併した。

## 2. タイの安全衛生に関する調査の実施

### 1) インターネット・文献調査

現地訪問前に、インターネット上の一般情報に加えて、国内において入手可能な情報(現地の法令や行政機関、現地の医療制度、公衆衛生に関する情報の一部)を調査した。学術情報の検索エンジン(Pubmed, 医中誌)を用いた検索(検索式：“occupational health” AND “Thai”, “労働衛生” AND “タイ国”)では、Pubmed 107件、医中誌56件がヒットし、それらすべての題名および抄録を確認し、本研究と関連性が高いと考えられた英文3件、和文1件を採用した。

### 2) タイの安全衛生に関する現地調査

外資系企業の専属産業医経験を有する教育研究機関の医師2名に加えて、海外拠点の労働衛生活動に携わった経験を持つ4名の産業医がタイ調査チームを構成した。2011年6月から、2017年7月にかけて、タイ調査チームが合計7回タイを訪問した。4つ(A~D)の現地事業場は、労働衛生活動を主に担当しているスタッフの保持資格や資格を取得するために受けた教育を確認したうえで、安全衛生活動に関する情報収集を行った。法令および行政機関の大項目から、事業場の安全衛生活動のレベルを評価できる安全衛生関連の法令の遵守状況やOSHMSの認証の取得状況なども併せて確認した。

OSHMSの認証を実施している認証機関①に対しては、法令および行政機関の大項目から安全衛生関連の法体系、企業の法令遵守状況、国や地方の行政機関が各企業にどのように関わっているかを調査した。

安全衛生専門家(Professional Safety Officer)を養成するカリキュラムを設置する教育機関に対しては、労働衛生に関する制度および専門職人材の養成に関する情報について幅広い情報を収集した。

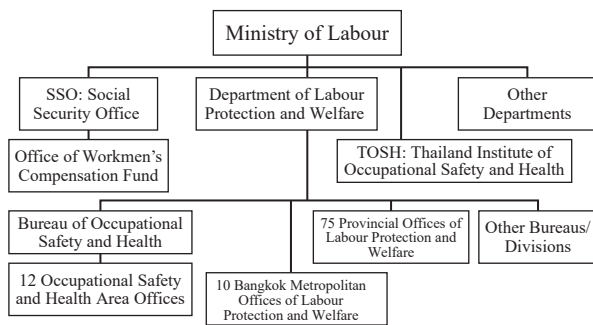
### 3) 収集したタイの安全衛生に関する情報の確認

前述のように調査期間が6年と長い間、毎回訪問する際には労働衛生に関する法令改正などに関する情報の入手に努めた。また、入手した労働衛生に関する情報を整理し、Mahidol Universityの産業保健専門家(C.T.)が確認を行った。

## 結 果

### 1. 労働衛生を担当する行政組織

現在、労働安全衛生問題に関与している主要な3省は、労働省、公衆衛生省および工業省である。労働省



**Fig. 1. Organization of Ministry of Labor.** Reproduced modification from ref. [3] : Kongsakulsuk U (2016): Country report-Thailand. Improvement of policy on occupational safety and health- From policy development to implementation measures (Japan fiscal year 2016). with permission of the Japan Industrial Safety & Health Association, Tokyo <http://www.jisha.or.jp/international/training/pdf/thai2016.pdf> [accessed 23 Jan 2018]

は、労働安全衛生問題を含む労働保護に関して重要な役割を担っている行政機関である。労働省は、法的な課題を立法し、施行し、運営するとともに、労働安全衛生および福祉を促進する機能と責任を有する。労働省下に労働保護福祉局、社会保障事務所がある (Fig. 1)。労働保護福祉局下には労働安全衛生部があり、労働安全衛生基準の設定、事業者・労働者や関係機関の監視監督、労働安全衛生の監督および管理対策のためのシステム開発、研究調査、労働安全衛生ネットワーク開発、関連する機関の支援などを行っている。労働安全衛生サービスは、中央および地域に設立された12ヶ所の地域労働安全衛生センターを通じて提供されている。加えて県相当に75ヶ所、バンコク首都圏に10ヶ所の労働保護福祉事務所が配置され、労働安全衛生行政および法的問題を担当している。

公衆衛生省は、国の公衆衛生問題に責任を持つ主要な行政機関である。公衆衛生省の中では疾病管理局 (以前は、保健部労働衛生課) の下に職業性環境性疾病部が、労働衛生に関連する主管部門である。職業性環境性疾病部の機能として研究調査の実施、労働衛生サービスおよび管理のために基準およびガイドラインの策定、労働安全監視システムや職業性疾病および作業関連疾病の予防・管理のための適切な対策の決定、職業性疾病および作業関連疾病の監視・予防のためのネットワーク構築の支援、職業性疾病および作業関連疾病の医学的診断および措置に関する知識普及などがある。労働安全監視システムは、タイにおける公衆衛生上の懸念である珪肺症、敗血症、アスベスト関連疾患、鉛中毒、騒音障害、有機溶剤中毒、農薬中毒、およ

び職業性傷害の8つの傷病に着目し、監視している [8, 9]。

工業省内は、労働安全衛生機関に産業活動局があり、産業活動局の下に安全工学部、有害物質管理部および産業クラスター部は、企業に対しての査察を通じて、労働者および環境における産業活動の安全を保障する役割を果たしている。安全工学部は、産業安全政策の行動計画および手順の基準を樹立し、工場における有害物質の管理対策に関する支援や、安全衛生活動に関する認証機関の監視や指揮などの役割と責任を持つ技術機関である。有害物質管理部は、化学物質に関する法の遵守を確保する責任を有し、化学物質要因による健康障害予防および管理を行うための対策を策定する。産業クラスター部は、有害物質使用に法の遵守を保障し、粉じんや有機溶剤などの有害物質の使用を抑制する責任がある。

## 2. 労働衛生に関する法令

### 1) 労働衛生の基本法令

タイにおける憲法は、第6章第44条に、「人は労働において安全と福祉面で保障を受ける権利を有する」と定めている。労働安全衛生の基盤となる労働安全衛生環境法は、2011年に労働省より公布され、すべての被雇用者および事業者に遵守することを義務付けた。労働安全衛生環境法が公布されるまでタイには労働安全衛生に関する独立した法令はなく、1988年に成立した労働保護法の一部に労働安全衛生の内容が規定されていたが、労働安全衛生環境法はこの規定を分離独立して作成された。労働安全衛生環境法は、8章・74条で構成されている (Table 1)。

労働安全衛生環境法は、安全配慮義務を事業者に課すと同時に労働者にも事業者に協力する義務を課している。労働安全衛生環境法の下には、密閉空間、電離放射線、熱・光および騒音など危険有害要因ごとに13の省令が定められている (Table 2)。

その他タイにおける労働安全衛生に関する法令は、Table 3の通りであり、労働保護法下にあった省令が未統合であったり、公衆衛生省や工業省に各安全衛生や健康に関する組織があり、それぞれが法令を制定して一部重複している内容もあるなど、労働衛生に関する法令は、整備途上の部分が存在する。

各省令は、違反した事業者と個人に罰則が規定されており、最低4万バーツ以下の罰金、最大80万バーツを超えない罰金、もしくは2年を超えない禁固刑または併科といった厳しい罰則がある。また労働安全衛生環境法は、安全監督官の事業場立入、監督実施、改善命

**Table 1. Outline of Occupational Safety, Health and Environmental Act (A.D.2011)**

Chapter 1	General Provision
Chapter 2	Administration, Management and Operation on Occupational Safety, Health and Environment
Chapter 3	Occupational Safety, Health and Environment Committee
Chapter 4	Control, Supervision and Administration
Chapter 5	Safety Inspector
Chapter 6	Occupational Safety, Health and Environment Fund
Chapter 7	Occupational Safety, Health and Environment Promotion Institute
Chapter 8	Penalty Provisions

Reproduced modification from ref. [3]: Kongsakulsuk U (2016): Country report-Thailand. Improvement of policy on occupational safety and health- From policy development to implementation measures (Japan fiscal year 2016). with permission of the Japan Industrial Safety & Health Association, Tokyo <http://www.jisha.or.jp/international/training/pdf/thai2016.pdf> [accessed 23 Jan 2018]

令などの権限にも規定しており、大企業を中心に法令遵守は進行している。安全監督官は、労働保護福祉局に所属する政府公務員で、労働保護福祉局が定めた基準に適合する学歴、経歴、訓練により身につけている。国全体で安全監督官は2015年時点で632人存在し[3, 10], 344,034の事業場を監督している[10]。

#### 2) 企業における医療・保健専門職の配置などに関する法令

「作業場における福祉施設に関する省令(2005年)」により、従業員数に応じて企業における医療設備や医療専門職の配置など、主に事故や急病発生時の対応を前提とした体制が定められている (Table 4)。

#### 3) 労働者の健康診断および事後措置に関する法令

タイでは、特殊健康診断の実施が事業者に義務付けられているが、一般健康診断の義務はない。ただし、一般健康診断相当を福利厚生の一環と位置づけて実施している企業は少なくない。心電図、脂質、尿酸値、血糖値、肝機能など日本と同様の検査を実施している企業が多い。

下記の有害業務に従事する労働者に対する健康診断に関する法令に、「労働者の健康診断の標準および方法ならびにその結果を労働監督官に伝達することを規定する省令(2004年)」があり、労働者の適性と作業に関連した健康影響を確認する目的で以下の内容が盛り込まれている。

**Table 2. Ministerial Regulation of Ministry of Labour under the Occupational Safety, Health and Environmental Act (A.D.2011)**

1. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration and Management of Occupational Safety, Health and Work Environment in Confined Space (A.D.2004)
2. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration and Management of Occupational Safety, Health and Work Environment in Relation to Ionizing Radiation (A.D. 2004)
3. Ministerial Regulation on The Prescribing of Criteria and Method of Conducting Health Check up of Employees and Forwarding The Results of Health Check up to Labour Inspector (A.D.2004)
4. Ministerial Regulation on Prescribing the Standards of Administration and Management of Occupational Safety, Health and Environment in Relation to Diving Work (A.D. 2005)
5. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration and Management of Occupational Safety, Health and Work Environment in Relation to Heat Light and Noise (A.D. 2006)
6. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration and Management of Occupational Safety, Health and Work Environment (A.D. 2006)
7. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration and Management of Occupational Safety, Health and Work Environment for Construction Work (A.D. 2008)
8. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration and Management of Occupational Safety, Health and Work Environment for Machinery, Derrick and Boiler (A.D. 2009)
9. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration and Management of Occupational Safety, Health and Work Environment; 2nd Issue (Occupational Safety and Health Mngement System) (A.D. 2010)
10. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration, Management and Performance of Occupational Safety, Health and Work Environment in Relation to Fire Protection and Prevention (A.D. 2012)
11. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration, Management and Performance of Occupational Safety, Health and Work Environment in Relation to Hazardous Chemical (A.D. 2013)
12. Ministerial Regulation on the Prescribing of Criteria for Qualifying OSH Training Agency (A.D. 2013)
13. Ministerial Regulation on the Prescribing of Standard for Administration, Management and Performance of Occupational Safety, Health and Work Environment in Relation to Electricity (A.D. 2015)

Reproduced modification from ref. [3]: Kongsakulsuk U (2016): Country report-Thailand. Improvement of policy on occupational safety and health- From policy development to implementation measures (Japan fiscal year 2016). with permission of the Japan Industrial Safety & Health Association, Tokyo <http://www.jisha.or.jp/international/training/pdf/thai2016.pdf> [accessed 23 Jan 2018]

**Table 3. Regulations related to occupational safety and health**

1. Labour Protection Act (A.D.1998), amended by (No.2) (A.D. 2008)
  - 1) Ministerial Regulations No.2, (A.D. 1998) on the works that may be harmful to the health and safety of employees
  - 2) Ministerial Regulations on allowed loading weights (A.D. 2004)
  - 3) Ministerial Regulations on welfare facilities at workplaces, (A.D. 2005)
2. Workmen's Compensation Fund Act, (A.D. 1994) administered by the Social Security Office, Ministry of Labour
  - 1) Ministerial Notification by Minister of Labour on diseases classified by nature or working conditions or work-related factors, (A.D. 2007)
3. OSH related laws administered by other agencies
  - 2) Factory Act (A.D. 1992) administered by the Ministry of Industry
  - 3) Hazardous Substances Act, (A.D. 1992), amended by (No.2), (A.D. 2001) and (No.3) (A.D. 2008) joint-administered by the Ministry of Industry, Ministry of Public Health, Ministry of Science and Technology, Ministry of Interior, Ministry of Energy, Ministry of Natural Resources and Environment, Ministry of Interior, Ministry of Energy, Ministry of Natural Resources and Environment, Ministry of Transport, Ministry of Defense, and Ministry of Agriculture and Cooperatives
  - 4) Public Health Act, (A.D. 1992), administered by the Ministry of Public Health

Reproduced modification from ref. [4]: Japan Industrial Safety & Health Association (2015): Chapter 4 The Regulation of Occupational Safety, Health and Environment 2015. with permission of the Japan Industrial Safety & Health Association, Tokyo [http://www.jisha.or.jp/international/sougou/thailand\\_04.html](http://www.jisha.or.jp/international/sougou/thailand_04.html) [accessed 23 Jan 2018]

#### A. 有害業務に従事する労働者の健康診断の実施タイミング

雇入時3日以内, 定期(年に少なくとも1度, 作業状況やリスクの程度に応じ事業者は健診頻度を定める), 配置替え時30日以内に, 産業医学分野の免許を有する医師(産業衛生専門医)による健康診断を実施しなければならない。

#### B. 健診が必要な対象業務

有害業務として①有害な化学物質, ②ウイルス・細菌・真菌または他の毒性微生物, ③放射線, ④寒冷・温熱・振動・高気圧・騒音などの物理学的ハザードがあげられている。

**Table 4. Obligations on arrangement of medical facilities and medical professionals according to the number of employees at the workplace**

Employees over 200 persons	Employees over 1,000 persons
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ medicine and medical equipment as law</li> <li>・ first aid room with 1 hospital bed</li> <li>・ nurse at least 1 person (all time)</li> <li>・ doctor at least 1 person (2 time/week and not less than 6 hrs/week) or sign contract with hospital instead use doctor</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ medicine and medical equipment as law</li> <li>・ first aid room with 2 hospital bed</li> <li>・ nurse at least 2 person (all time)</li> <li>・ doctor at least 1 person (3 time/week and not less than 12 hrs/week) or sign contract with hospital instead use doctor</li> <li>・ car stand by</li> </ul>

Reproduced modification from reference: International Labour Organization (ILO) (2014): The ILO Global Database on Occupational Safety and Health Legislation, Thailand 2014. ILO [http://www.ilo.org/dyn/legosh/en/f?p=14100:1100:0::NO::P1100\\_ISO\\_CODE3,P1100\\_SUBCODE\\_CODE,P1100\\_YEAR:THA,,2014#](http://www.ilo.org/dyn/legosh/en/f?p=14100:1100:0::NO::P1100_ISO_CODE3,P1100_SUBCODE_CODE,P1100_YEAR:THA,,2014#) [accessed 23 Jan 2018]

#### C. 有害業務に従事する労働者の健診項目

特殊健康診断の項目は, 問診と身体検査以外の項目は詳細に規定されていない。「リスクのある職場で働く労働者の健康診断手帳の様式と治療中や予防中の疾病をもった労働者の報告書の様式に関する労働保護福祉局の告示(2008年)」では, 問診項目として有害業務歴, 病歴, 現在の治療, 喫煙・飲酒・薬物使用などの生活歴, 身体検査として身長・体重・BMI, 血圧などが推奨されている。有害業務に応じた健診項目には, 産業医と契約がある企業の場合, 産業医と相談して項目を決定することが多い。しかし, 産業医との契約がない企業では, 安全衛生実務者(Safety Officer)が医療機関の医師と相談しながら健診項目を決定する。

#### D. 有害業務に従事する労働者の健診の記録・事後措置

事業者は, 有害業務に従事している労働者のすべての健康診断結果を個人の健康診断手帳に記録しなければならない。労働者の健康診断の結果に所見があった場合, または労働者が仕事に関連する症状や病気を発症している場合は, 事業者はその労働者がすぐに医療を受けるように手配し, 予防のため原因を調査しなければならない。また, 異常所見がわかった30日以内に, 異常所見の健康診断の結果を労働監督官に送付しなければならない。労働者が連続3日以上病気や事故で欠勤した場合, 事業者は医師による医学的説明を求

め、業務に戻らせる前に健康診断を受けさせることができる。

所見があった場合、上述のとおり、事業者は原因分析と対策を実施し労基署へ届出し、詳細な身体検査・治療を受けさせるほか、日本と同様に場合によっては配置転換させることもある(政府の病院が同じ業務に就かせないようという証明を提出することがある)、対応は、主に社内の安全衛生部門が判断し、実施していることが多い。

ただし、生活習慣病などの私傷病によって仕事を制限し就業上の配慮を実施させることを規定する法令はなく、一般健康診断項目の所見でも特に対応していない企業が多い。

#### 4) 労働者の作業管理・作業環境管理に関する法令

労働安全衛生環境法の下には13の省令が定められているが、そのうち8の省令は密閉空間、電離放射線、潜水作業、熱・光および騒音、建設作業、機械・クレーンおよびボイラー、有害な化学物質、電気作業など危険有害要因について定めている。省令では、OSHA、NIOSH、ACGIHなどの基準を参考に日本の許容濃度に相当する基準も規定されている。作業環境測定に関する技術的な規定は通達(Ministry of Industry Announcement on Industrial Safety Measures in Workplace Environment, 2003)として周知されている。また、各省令では有害要因の程度に応じた許容される作業時間の規定なども記載されている。例えば騒音では、90 dB(A)で8時間の作業が許容される。

#### 5) 安全衛生委員会の法令上の位置づけ

「労働安全衛生および作業環境の運営および管理のための基準を規定する省令(2006年)」において、産業の種類に基づき、50人以上の労働者がいる企業は、労働安全衛生環境委員会を設けなければならないとされている。

### 3. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する国内規格

1999年、タイ独自のOSHMSの規格である、Thai Industrial Standard: TIS18000が工業省の告示として公表された。TIS18000は、英国規格協会基準であるBS8800(労働衛生および安全管理システムガイド)に基づき、旧労働社会福祉省(現:労働省)、労働保護福祉局、労働安全衛生促進協会、工業省産業労働部などの関係機関の局長クラスを委員とする委員会などにおいて取りまとめられたものである。

労働安全衛生環境法の下省令の一つ「労働安全衛

生および環境の運営および管理のための基準を規定する省令 第2号(2010年)」は、鉱山・採石場および石油業、製造業、建設業、運送業など13分野の業種で50人以上従業員を雇用する事業主にはOSHMSの導入を義務付けている。ただし、義務付けている内容は安全衛生に関する方針の制定、安全衛生に関する組織の明確化、安全衛生に関する活動の計画の作成と実施の評価など、TIS18000と比較すると簡易な活動である。

現在、自主管理としてのOSHMSについては、システム仕様を定めたTIS 18001と、OSHMSの実施のための技術的ガイドであるTIS 18004の二つの規格がある[11]。TIS 18001には、基準と規制の遵守に関する要件があり、規則を遵守するためのギャップや改善の状況を確認する内部監査と外部監査が規定されている。2017年8月時点で、TIS18001もしくは、国際的な認証規格であるOHSAS18001のどちらかの認証を受けている事業場は387事業場であり[12]、法令でOSHMSの導入を義務付けられている事業場のごく一部にとどまる。

#### 4. 労働衛生を担う専門職人材の育成状況

産業医や産業看護師といった専門職人材は、法令にも選任義務などが無いことから、いまだタイにおいては2,000人あまり(2014年12月時点)と少ない[9]。企業内に産業医や産業看護師がいるのは、リスクの高い業務を有する一部の大企業のみである。ほとんどの産業医は、健康診断センターや病院の産業保健センターで働いている。

労働安全衛生に関する法令で「産業医(occupational medical doctor)」が登場するのは2つの省令で、「労働安全衛生および作業環境の運営および管理のための基準を規定する省令」で安全衛生委員会のメンバーに入れてもよいこと、「労働者の健康診断の標準および方法ならびにその結果を労働監督官に伝達することを規定する省令」で事業者は産業医が実施する特殊健康診断を労働者に受けさせることの記載のみである。

一部の企業に勤務している産業医の役割は、健康教育、健康診断計画の策定、職業病が発生した場合の調査などである[13]。中小企業では、産業医の役割を法令における選任義務のある安全衛生実務者(Safety Officer)が担っている。安全衛生実務者は、タイ全体で約74万人、うち安全衛生専門家(Professional Safety Officer)は約3万人である[10]。

現在、産業医や産業看護師の職務に関する省令の草案が練られており、今後は事業場に配置された医師や看護師の職務に取って代わる可能性がある。

### 1) 産業衛生専門医

大学の医学部生が産業医学を学ぶ機会は少なく、環境医学や予防医学のカリキュラムの一部として取り扱われる程度である。卒後の産業医学研修については、当初は2週間もしくは2ヶ月間の短期間の産業医学コースしかなかったが[8]、それだけでは不十分であるという認識から、3年コースが設けられた。3年コースのカリキュラムを実施している施設は、Napararajathanee Hospital, Chulalongkon University, Khon Kaen University, Prince of Songkla University, Thailand Military Hospitalの5施設である。1年目は2ヶ月短期コースのカリキュラムと診療科ローテーションを通して臨床経験を積み、2年目は研究技法を学んで産業医学分野の修士号を取得し、3年目では大企業をローテーションして産業医学の実務経験を積みつつ4週間の選択科目を履修する。産業衛生専門医の受験資格は、この3年コース(residency training program)を修了するか、5年以上の産業医学実務経験を有し、論文審査のある学術雑誌で産業医学に関する発表を行うことで得られ、卒業研修制度に充実が図られているが、産業医学に関心を持つ医師は多くはない。

### 2) 安全衛生実務者(Safety Officer)

タイでは、事業者は職場における労働安全衛生および環境に関する義務を履行するために安全衛生実務者(Safety Officer)を選任しなければならない。2006年に「労働安全衛生および作業環境の運営および管理のための基準を規定する省令」でSafety Officerの選任要件の変更があり、5つのレベルのSafety Officerが定められ、同年、労働保護福祉局によって「Safety Officerの教育カリキュラム規定」が定められ、各レベルのSafety Officerの資格要件ならびにカリキュラムが規定された。

100人以上の労働者を雇用する事業場は安全衛生専門家(Professional Safety Officer)を最低1人選任しなければならないが、4年制大学の公衆衛生学部で安全衛生を専攻することによって資格を得る必要がある。政府から認証を受けているProfessional Safety Officerの資格取得のための安全衛生コースを設置している大学は2015年2月時点で35あり[14]、それぞれの定員を合わせると約1,500名である。50~99人の労働者を雇用する事業場では180時間の研修を受けるAdvanced Technical Level Safety Officer、20~49人の事業場の場合は18時間の研修を受けるTechnical Level Safety Officerの有資格者が必要である。その他にも管理監督者はライン系、スタッフ系といった条件で、異なるレベルのSafety Officerの資格を取得し、登録する必要がある。

ライン系の管理監督者で20~49人の部下がいる場合はSupervisor Level Safety Officer、50人以上の部下がいる場合はManager Level Safety Officerの資格が必要で、これらの資格を取得するために、それぞれ12時間の研修が必要である。タイ国内には86の登録された労働安全衛生訓練機関があり[9]、Professional Safety Officer以外のレベルのSafety Officerの養成が行われている。

### 3) 産業看護師(Occupational Nurse)

2000年頃からタイの産業看護教育が発展し、労働安全衛生および職場環境のチームで働くスキルを持つ産業看護師が増えてきている。学士レベルには産業看護のカリキュラムはなく、産業看護師のトレーニングには60時間の短期間研修コースおよび4ヶ月の研修コースがある。

60時間の短期間研修コースは、Burapha University, Chiang Mai University, Mahidol University, Nopparat Rajatanee Hospitalの産業医学部門によって2004年に立ち上げられた。30時間の最近の産業保健入門(労働衛生政策とその状況、労働衛生、中毒学、人間工学、安全、リスクアセスメント、産業保健に関する法令、職業病、疫学)と、30時間の産業看護学(産業看護職の役割と機能、健康管理、作業環境管理、職場におけるヘルスプロモーション、健康管理部門の調整、ケースマネジメント、産業看護の道徳、緊急時対応、計画の立案、産業保健サービスの実行と評価)の計60時間の研修からなる。

4ヶ月間の研修コースは、2010年に立ち上げられたタイ看護学会が承認している13のプログラムのうちの1つである。Chiang Mai Universityの看護学部に設置されている通常プログラムの他、Mahidol Universityの公衆衛生学部看護学とNopparat Rajatanee Hospitalの産業医学センター、公衆衛生省と共同で行っている週末プログラムがある。11単位の学科研修(ヘルスシステム、産業保健の基本、健康評価とスクリーニング、産業看護学応用)と、5単位の実地研修からなる。

## 考 察

### 1. グローバル労働安全衛生マネジメントシステムを用いた体制構築

我々は、日本企業が海外拠点を含むグローバルな事業展開において、企業全体のOSHMS(グローバルOSHMS)を構築して労働安全衛生管理を行うことを目的としたモデルづくりを行っている。グローバルOSHMSとは、同一の基本方針とマネジメントシステム基準を前提として、企業全体で統一した労働安全衛



生上の要求事項および各国・地域の法令を遵守するとともに、国や拠点ごとのニーズに合わせた自律的活動を継続的に展開し、労働安全衛生上の成果を上げることがを目的とした仕組みである[15-17]。

グローバルOSHMSを前提とした場合、各事業拠点では、企業内の全拠点に求められる要求事項の実施、各国・地域で求められる法令の遵守と自主的な目標や計画に基づく活動が求められる。このうち企業全体の統一的要求事項、すなわちグローバル基準には、リスクアセスメント手法や傷病統計など事業拠点間で比較すべき評価に関する基準、設備基準や個人保護具基準など一定の投資や費用が必要な事項に関する基準、本社監査や内部監査の基準などがある。グローバル基準、各国・地域の法令、事業場内の実情に応じた自主的活動を合わせてOSHMSに盛り込み、継続的改善を図りながら労働安全衛生活動を行って、成果を上げるためには、法令の理解と専門職人材の確保が欠かせない。

各国の法令を前提に、各国で効率的かつ網羅的に情報収集する目的として、先行研究で作成した情報収集チェックシートを基盤に[6]、インターネットや文献調査、複数回の現地調査を行い、タイの労働衛生に関する法体系、専門職人材の育成状況などの情報を得た。

## 2. 法令および行政機関

タイにおける労働安全衛生に関する法体系は、2011年に公布された労働安全衛生環境法が基盤となり、13の労働省令や危険の分類ごとに安全基準も規定されている。日本の労働安全衛生法が1972年に施行されていることと比較して、新しい法律のもとに安全衛生管理がなされていることは、マイナス面とプラス面が存在すると考えられる。

マイナス面は、労働安全衛生環境法公布以前からあった法令が統合されていないなど整備途上の段階にあること、企業が法令遵守のために活用する労働衛生サービス機関の整備が不十分であったり、品質にばらつきが存在したりすることなどである。一方、法律改正に必要な労力を考えると、つねに時代の変化に応じて迅速に改正されることは困難であるため、現状、新しい法律であることから実情に合った規制内容となることがプラス面としてあげられる。また、併せてOSHMSの国内規格が存在して、大企業を中心に多くの企業で導入されていることも注目に値する。

したがって、タイにおいては、法令を確実に遵守するとともに、事業場の実情にあった自主的活動を、OSHMSを基盤に展開することによって安全衛生上の成果を上げることが必要であり、そのためには高い品

質の外部サービス機関の選定や専門職人材の活用が不可欠である。

## 3. 労働安全衛生を担う専門職人材

情報収集チェックシートを用いた調査の結果、タイでは、事業場に医師や看護師の医療専門職を配置する法的な枠組みは存在するが、事故や急病発生に対する応急措置に対応するものである。一方、3年以上の研修もしくは、5年以上の実務経験を前提として取得する産業衛生専門医の養成が行われているが、特殊健康診断は、産業衛生専門医が行うことになっているため、特殊健康診断を提供する専門機関に従事していることが多い。また、産業看護師については、病院の産業保健部門に従事していることが多く、疾病予防や健康管理などの役割は担えていないことが多いため[18]、事業場内での健康管理を含めた安全衛生活動は、Safety Officerを中心に行う仕組みになっている。

Safety Officerのうち、少なくとも100人以上の労働者を雇用する事業場では、4年生大学の公衆衛生学部で労働安全衛生専攻が必須である安全衛生専門家(Professional Safety Officer)を選任しなければならない。これは自主管理を行うために、労働安全衛生に関して体系的な研修を受けた専門職人材が必要であるという認識に基づく制度と考えられる。しかし、安全衛生専門家は、供給に比べて需要が大きい状況にあると言われている。安全衛生専門家が企業に定着して専門知識を活かすためにも、専門職としての意見を尊重し、キャリア形成を支援するなどの配慮が必要である。

日系企業の本社の立場は、単にグローバル基準を配信しグローバル基準の実効性を評価するために本社監査を行うだけでなく、労働安全衛生活動のパフォーマンス向上のための支援を行う必要がある。タイにおいては、安全衛生専門家が専門職人材として位置づけられるため、この職種の積極的活用を奨励したり、優秀な人材確保のために育成機関との連携を促したりするなどの対応が必要である。

## 4. 情報収集チェックシートを用いた情報収集

既に報告しているインドネシアに続き[5]、タイにおいても、海外拠点が、グローバルOSHMSを前提とした労働衛生活動を推進するための方策を検討する上で、必要な情報を、情報収集チェックシートを用いて収集することができたことより、このチェックシートの有効性が検証された。また、情報収集に当たっては、同一の情報を複数の機関から聴取することによって、その正確性や多角性が高まった。教育機関であっても、

産業衛生専門医の養成の中心となっている大学と安全衛生専門家の養成をリードする大学を組合せることによって相補的に情報を入手できたことから、情報収集チェックシートの利用には、情報入手先の選定が重要である。今回の調査では、当初は情報収集チェックシートの開発段階にあり、どの機関からどの情報が得られるか試行錯誤したため、同じ機関に複数回の訪問が必要であったが、同じ機関に複数回訪問したことによる人的ネットワークを介して、より精度の高い情報を有している機関へ訪問が可能になるなどの進展もあった。すなわち精度の高い情報にアクセスするには、それぞれの国や地域において、人的ネットワークを構築することがもっとも重要である。

タイは、急速に経済発展を遂げた国であり、法令や人材育成の体系も段階的に整備されてきた。また、OSHMSに関する国内規格が展開されるなど、法令遵守だけでなく、自主的活動の推進が図られている。しかし、海外拠点で労働衛生活動を進める上での環境は、今後も大きく変化していくと考えられるため、つねに情報を更新していくことが重要である。

## 謝 辞

本研究は、株式会社小松製作所から産業医科大学への受託研究によって行われた。情報収集に参加した多くの産業医科大学産業医学卒後修練課程修練医、情報収集のためのタイ訪問を快く引き受けていただいた皆様に深謝いたします。

## 利 益 相 反

なし

## 引 用 文 献

1. 東京大学社会科学研究所全所のプロジェクト研究 (2012): 第9章 タイの労働市場と社会保障制度. 東京大学, 東京 [http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/gov/research/asia\\_ch9\\_thailand.pdf](http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/gov/research/asia_ch9_thailand.pdf) [accessed 23 Jan 2018]
2. 株式会社国際協力銀行 (2017): タイの投資環境, 第19章 労働事情. 株式会社国際協力銀行, 東京 [https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2017/11/58730/inv\\_Thailand19.pdf](https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2017/11/58730/inv_Thailand19.pdf) [accessed 23 Jan 2018]
3. Kongsakulsuk U (2016): Country report-Thailand. Improvement of policy on occupational safety and health-From policy development to implementation measures (JFY2016). 中央労働災害防止協会, 東京 <http://www.jisha.or.jp/international/training/pdf/thai2016.pdf> [accessed 23 Jan 2018]
4. 中央労働災害防止協会 (2015): 海外トピックス 国別の労働安全衛生制度について-タイ王国-. 中央労働災害防止協会, 東京 [http://www.jisha.or.jp/international/sougou/thailand\\_04.html](http://www.jisha.or.jp/international/sougou/thailand_04.html) [accessed 23 Jan 2018]
5. 外務省 (2017): 海外在留邦人数・進出日系企業数の調査結果(平成29年要約版). 外務省, 東京 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_004674.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004674.html) [accessed 23 Jan 2018]
6. 平岡 晃, 梶木繁之, 小林祐一, Adi NP, Soemarmo DS, 上原正道, 中西成元, 森 晃爾 (2017): インドネシア共和国の労働衛生に関する制度および専門職育成の現状-日本企業が海外拠点において、適切な労働衛生管理を実施するために. 産業衛生学雑誌 59: 229-238
7. 梶木繁之, 小林祐一, 上原正道, 中西成元, 森 晃爾 (2016): 海外事業場における労働安全衛生活動と体制構築に必要な情報収集ツールの開発. 産業衛生学雑誌 58(2): 43-53
8. Buranatrevedh S (2015): Occupational safety and health management among five ASEAN countries: Thailand, Indonesia, Malaysia, Philippines, and Singapore. Med Assoc Thai 98(Supple 2): S64-S69
9. Siriruttanapruk S & Anantagulnathi P (2004): Occupational health and safety situation and research priority in Thailand. Ind Health 42: 135-140
10. Department of Labour Protection and Welfare (2015): National profile on occupational safety and health of Thailand, 2015. Ministry of Labour, Bangkok pp 17-21 [http://www.ilo.org/safework/areasofwork/national-occupational-safety-and-health-systems-and-programmes/WCMS\\_436936/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/safework/areasofwork/national-occupational-safety-and-health-systems-and-programmes/WCMS_436936/lang--en/index.htm) [accessed 23 Jan 2018]
11. 中央労働災害防止協会 (2015): タイ国の労働安全衛生の基準. 中央労働災害防止協会, 東京 [http://www.jisha.or.jp/international/sougou/pdf/thailand\\_09\\_04.pdf](http://www.jisha.or.jp/international/sougou/pdf/thailand_09_04.pdf) [accessed 23 Jan 2018]
12. Management System Certification Institute Thailand (2017): Certification list. Management System Certification Institute Thailand, Bangkok. [http://intelligence.masci.or.th/intelligence/certified\\_list.php](http://intelligence.masci.or.th/intelligence/certified_list.php) [accessed 23 Jan 2018]
13. 高島 豊 (2004): 諸外国(おもに先進諸国) との比

- 較. 治療 86(3): 465-469
14. Safety and Health at Work Promotion Association Thailand (2015): Bachelor's Degree Program. Safety and Health at Work Promotion Association Thailand, Bangkok. [http://www.shawpat.or.th/index.php?option=com\\_content&view=article&id=106&Itemid=196](http://www.shawpat.or.th/index.php?option=com_content&view=article&id=106&Itemid=196) [accessed 23 Jan 2018]
  15. 福澤義行(2014): グローバル化と労働安全衛生研究－特集 労働安全衛生分野における新技術－. 労働安全衛生研究 7: 57-58
  16. 梶木繁之, 森 晃爾, 小林祐一(2012): 海外事業場を含めた労働衛生管理体制の構築. 安全衛生コンサルタント 32: 38-41
  17. 森 晃爾, 永田智久, 梶木繁之, 日野義之, 永田昌子(2013): 企業全体で産業保健を展開するための統括産業医の機能と位置づけ－統括産業医に対するインタビュー調査－. 産業衛生学雑誌 55: 145-153
  18. Kalampakorn S (2003): Occupational health nursing in Thailand. Insight into international occupational health. AAOHN 51: 79-83
-

## The System and Human Resources for Occupational Health in Thailand – For Japanese Enterprises to Manage Proper Occupational Health Activities at Overseas Workplaces

Nanae FUKAI<sup>1,2</sup>, Ko HIRAOKA<sup>1,2</sup>, Shigeyuki KAJIKI<sup>2</sup>, Yuichi KOBAYASHI<sup>2,3</sup>, Chatchai THANACHOKSWANG<sup>4</sup>, Sara ARPHORN<sup>4</sup>, Msamichi UEHARA<sup>5</sup>, Shigemoto NAKANISHI<sup>1,6</sup> and Koji MORI<sup>2</sup>

<sup>1</sup> *Komatsu, Ltd. Minato-ku, Tokyo 107-8414, Japan*

<sup>2</sup> *Department of Occupational Health Management and Practice, Institute of Industrial Ecological Sciences, University of Occupational and Environmental Health, Japan. Yahatanishi-ku, Kitakyushu 807-8555, Japan*

<sup>3</sup> *HOYA Corporation, Shinjuku-ku, Tokyo 160-8347, Japan*

<sup>4</sup> *Department of Occupational Health and Safety, Faculty of Public Health, Mahidol University, Ratchathewi District, Bangkok 10400, Thailand*

<sup>5</sup> *Brother Industries, Ltd., Mizuho-ku Nagoya 467-8561, Japan*

<sup>6</sup> *Simulation Lab Center, Federation of National Public Service Personnel Mutual Aid Associations, Minato-ku, Tokyo 105-8470, Japan*

**Abstract :** We collected information necessary for conducting occupational health activities in Thailand with regard to occupational safety and health management systems (OSHMS). Based on an information collection check sheet developed in our previous research, we conducted a literature research and visited four local business bases, one ISO certification body and two higher educational institutions. The legal framework concerning occupational health in Thailand consists of the Occupational Safety, Health and Environment Act of 2011 and 13 ordinances from the Ministry of Labor under that act. The original OSHMS standards for Thailand have been published, and the number of companies, especially large ones, introducing systems conforming to these standards has increased in recent years. For occupational health specialists, there are training programs for specialized occupational health physicians, professional safety officers and occupational nurses. Professional safety officers also play a central role in occupational health in the workplace. In Thailand, it is necessary to ensure compliance with related acts and regulations, and to conduct voluntary activities that satisfy workplace conditions as based on the OSHMS standards. Additionally, to improve occupational health performance, it is essential to use high-quality external services and/or occupational health professionals. Headquarters of Japanese companies have considered taking countermeasures such as recommending active use of professional safety officers, as well as issuing global standards.

**Key words:** Thailand, occupational safety and health management system, regulations, human resources, global.